

平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- 子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加等に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比2,314人の大幅増となる **29,890人(過去最大)**となりました。また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比1,977人増の**26,999人(過去最大)**となりました。
- 希望する保育所等に保留となった方は前年度比337人増の**2,891人**となり、各区役所では、保護者の保育ニーズに応じて、川崎認定保育園や平成29年度川崎市『年度限定型』保育事業など、多様な保育施策を案内し、きめ細やかなアフターフォローを行ってきました。
- その結果、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」(ただし、育休中については改正前の調査要領)に基づく平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は **0人**となりました。

1. 川崎市の平成29年4月1日現在の保育所等利用申請・待機状況

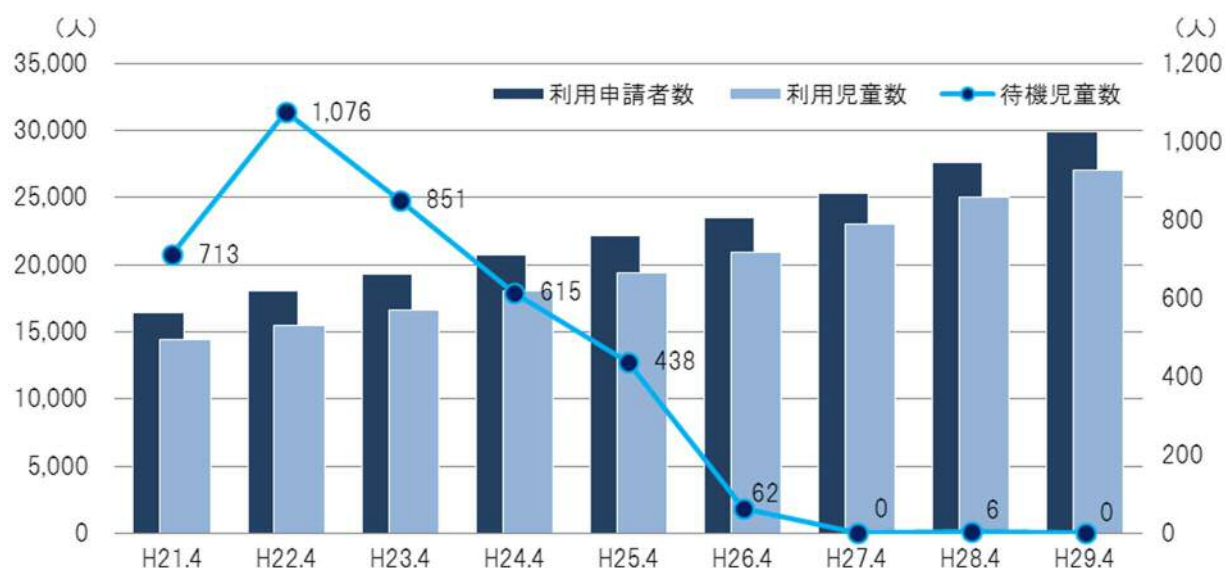
(単位：人)

区分	平成29年4月	平成28年4月	平成27年4月
就学前児童数	81,790	81,878	81,418
前年との比較	▲88	460	455
利用申請者数(A)	29,890	27,576	25,264
前年との比較	2,314	2,312	1,764
利用児童数(B)	26,999	25,022	23,033
前年との比較	1,977	1,989	2,103
保留児童数(A)－(B)＝(C)	2,891	2,554	2,231
前年との比較	337	323	▲339
市の保育施策で対応している児童数等(D)	1,626	1,411	1,347
川崎認定保育園等対応児童数	1,116	1,107	1,056
おなかま保育室対応児童数	139	131	177
一時保育対応児童数	230	166	108
幼稚園預かり保育対応児童数	23	1	5
事業所内保育対応児童数 ※1	43	6	1
年度限定型保育対応児童数 ※2	75	—	—
企業主導型保育対応児童数(E)※3	2	—	—
産休・育休中の申請者数(F)※4	331	461	348
特定の保育所等を希望する申請者数(G)※5	752	503	407
求職活動を休止している申請者数(H)※6	180	173	129
待機児童数(C)－(D)－(E)－(F)－(G)－(H)	0	6	0
前年との比較	▲6	6	▲62

【1ページ表補足】

- ※1 「事業所内保育」: 地域型保育(事業所内保育)を従業員枠で利用する方、又は県・市費により運営費支援等を受けている院内保育施設を利用する方
- ※2 「年度限定型保育」: 保育所等への利用が保留となり、1・2歳児を期間限定で預かる年度限定型保育事業を利用する方
- ※3 「企業主導型保育」: 企業主導型保育事業を従業員枠又は地域枠で利用する方
- ※4 「産休・育休中」: 4月1日時点で産前産後休暇、育児休業を取得されている方(改正前の調査要領を適用しています。)
- ※5 「特定の保育所等」: 利用可能な保育所等があるにもかかわらず利用を辞退した方、自宅から通常交通手段でおおむね20～30分以内に利用可能な保育所等又は市の保育施策の対象施設があるにもかかわらず利用を希望されない方など
- ※6 「求職活動を休止」: 主に在宅で職を探すなど、保育の必要性が認められない方

2. 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移(各年4月1日時点)



		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
就学前 児童数(A)	人数	79,061	80,012	80,380	80,547	80,909	80,963	81,418	81,878	81,790
	対前年	1,244	951	368	167	362	54	455	460	▲ 88
保育所等 施設数	園数	144	161	180	203	221	241	316	348	387
	対前年	9	17	19	23	18	20	75	32	39
保育所等 定員	人数	13,605	14,675	15,905	17,490	18,995	20,325	22,869	24,739	26,586
	対前年	820	1,070	1,230	1,585	1,505	1,330	2,544	1,870	1,847
利用申請数 (B)	人数	16,384	18,032	19,241	20,725	22,164	23,500	25,264	27,576	29,890
	対前年	1,371	1,648	1,209	1,484	1,439	1,336	1,764	2,312	2,314
申請率 (B/A)	割合	20.7%	22.5%	23.9%	25.7%	27.4%	29.0%	31.0%	33.7%	36.5%
	対前年	1.4%	1.8%	1.4%	1.8%	1.7%	1.6%	2.0%	2.7%	2.8%
利用児童数	人数	14,430	15,435	16,630	18,074	19,399	20,930	23,033	25,022	26,999
	対前年	955	1,005	1,195	1,444	1,325	1,531	2,103	1,989	1,977
待機児童数	人数	713	1,076	851	615	438	62	0	6	0
	対前年	130	363	▲ 225	▲ 236	▲ 177	▲ 376	▲ 62	6	▲ 6

※ 平成27年4月からの集計値は保育所、認定こども園(保育所機能部分)のほか、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)分を含む。
 ※ 平成29年4月の保育所等定員は、尻手すきっぷ保育園(横浜市共同整備保育所)の本市児童の利用定員20人分を除く。

【待機児童対策における課題・取組】

本市の待機児童対策を取り巻く課題

《利用申請者数の大幅な増加》

- 武蔵小杉駅周辺をはじめとした大規模集合住宅の開発に伴う転入増等により、人口動態が短期間に大幅に変動し、就学前児童数が増加している地域があります。
- 子育てと社会参加との両立を目指す若い世代が増加していること等により、保育所等への申請率も大幅に上昇しています。

《保育所整備をめぐる厳しい環境》

- 近年の建設コストの上昇に加え、保育所整備が特に必要な主要駅周辺の保育需要の高い地域ほど、地価高騰等の影響により保育事業者の参入が控えられる傾向があります。
- 都市部を中心に保育所の増設が進む中、保育士確保の競争が激化しています。

《保育従事者の増加に伴う保育の質の確保》

- 保育施設が大幅に増加していることに伴い、保育に従事する職員数も年々増えています。待機児童対策は量の拡充と質の確保とを両輪で進めていく必要があります。

待機児童の解消に向けた取組の3本の柱

① 多様な手法を用いた 保育受入枠の確保



- ◆ 認可保育所等の整備
 - 交通結節点の主要駅周辺を中心に集中的に受入枠を確保
- ◆ 川崎認定保育園の活用
- ◆ 年度限定型保育事業の実施
- ◆ 横浜市との連携協定の取組
 - 保育所の共同整備
 - 認可外保育施設の相互利用

② 区役所における きめ細やかな相談・支援



- ◆ 区役所が主体となった利用者支援のさらなる充実
 - 申請前段階からの説明会の実施
 - 平日夜間、土曜日の窓口開設
 - アフターフォロー経過記録票を活用したきめ細かい相談支援
 - 区独自の広報物(ガイドブック、マップ、施設紹介動画等)や利用案内DVDの作成と活用

③ 保育の質の維持・向上



- ◆ 公立保育所を拠点とした取組
 - 公民連携した包括的な人材育成(保育士、栄養士、看護師の活用)
- ◆ 保育士確保対策の充実
 - 関係機関と連携する取組の推進
 - 国の保育士確保対策等の活用
- ◆ 保育士等の処遇改善の取組
- ◆ 保育士宿舍借り上げ支援事業

待機児童の解消に向けては、上記3つの取組を継続していく必要があります。特に、待機児童対策では利用者に寄り添い、ニーズに合った丁寧な支援を積極的に行うことが重要となっています。仕事をしながら子育て中の保護者が、安心して子どもを預けられる「子育てしやすいまちかわさき」の実現に向けて、環境を整備するとともに、引き続ききめ細やかな相談・支援を実施します。

3. 平成28年度の取組

(1) 区役所を中心とした待機児童対策の推進体制

市の重要課題の一つである待機児童対策を推進するため、その対策を講じるプロジェクトチームとして、市長をトップとした「待機児童対策推進本部」を、また、各区役所では、区長をトップとした「区役所待機児童対策推進会議」を設置しています。区役所と本庁部局とが連携し、待機児童対策に関わる全職員が意識の共有を図りながら取組を推進しています。

- 待機児童対策推進本部会議： 9回開催
- 区役所待機児童対策推進会議： 45回開催(7区合計)

(2) 待機児童解消に向けた取組の3本の柱

① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

高まり続ける保育需要に対応するため、認可保育所や小規模保育等の整備のほか、川崎認定保育園の受入枠の確保や保育料補助の実施、年度限定型保育事業などの施策を推進しました。

(ア) 認可保育所等の整備

【平成28年度予算:2,679,389千円】

■ 認可保育所・認定こども園の整備

待機児童の多い地域を重点整備地区として指定し追加募集を図るなどの対策を講じて、保育所の新設整備及び改築により1,390人の定員増を行いました。

また、川崎認定保育園からの認可化(200人増)や既存保育所の定員増(40人増)により、受入枠の合計は、前年比1,630人増の25,575人(横浜市共同整備保育所「尻手すきっぷ保育園」の本市児童の利用定員20人分を除く)となりました。

また、認定こども園についても移行及び定員増により計45人分の定員増を図りました。

■ 地域型保育事業の推進

保育需要が高く、保育所の整備に適した土地や建物の空きを見つけることが困難な地域において、限られたスペースで施設整備が可能な小規模保育事業所を市内6か所に整備しました。

また、川崎認定保育園等からの小規模保育事業への移行や、事業所内保育の定員増などにより計172人の定員増を行い、低年齢児(0~2歳)対策を推進しました。

＜保育所等の定員・施設数の推移＞

	保育所		認定こども園 (2・3号)		地域型保育		認可施設・事業 合計	
	定員 (人)	施設数 (園)	定員 (人)	施設数 (園)	定員 (人)	施設数 (園)	定員 (人)	施設数 (園)
H28.4.1	23,945	294	260	3	534	51	24,739	348
H29.4.1	25,575*	323	305	4	706	60	26,586	387
増減	1,630	29	45	1	172	9	1,847	39

※ 尻手すきっぷ保育園(横浜市共同整備保育所)の本市児童の利用定員20人分は除く。

(イ) 川崎認定保育園の受入枠確保と保護者の保育料負担の軽減

【平成29年度予算3,661,785千円】

川崎認定保育園の助成対象児について、保護者の保育料負担の軽減を図るために、児童の年齢と所得に応じて月額最大20,000円の補助を継続するなど、川崎認定保育園の積極的な活用を推進しました。

<川崎認定保育園入所者数等の推移>

時点	入所者数 (A)	(内訳)		直接 入所率
		(A)のうち保育所等を 申請した人数	(A)のうち保育所等を 申請せず直接入所した人数	
H25.4.1	2,391人	838人	1,553人	65.0%
H26.4.1	3,163人	995人	2,168人	68.5%
H27.4.1	3,829人	1,056人	2,773人	72.4%
H28.4.1	4,384人	1,107人	3,277人	74.7%
H29.4.1	4,360人	1,116人	3,244人	74.4%

その結果、川崎認定保育園の入所者数は平成29年4月1日現在4,360人となり、川崎認定保育園保育料補助制度導入以前の平成25年4月から約2,000人増加しています。

また、保育所等を申請せず、直接入所した人数は3,244人で、川崎認定保育園の全利用者の約4分の3を占めており、川崎認定保育園が認可保育所と並び、市の保育ニーズを支える重要な保育の受け皿となっています。

【参考】認可保育所等の内定を辞退し川崎認定保育園に通う人数 175人

(ウ) 年度限定型保育事業

開設2年度目までの新設保育所の4・5歳児枠は、新規の利用希望者が少ないため、定員に空きが生じています。保育所等利用申請者と利用保留者の増加への対応策として、この空きスペース等を活用し、保育所等の利用が保留となった1・2歳児を期間限定（1年間）でお預かりする「平成29年度川崎市『年度限定型』保育事業」を実施しました。

- 実施施設数：15施設
- 利用児童数：75人(1歳児 58人・2歳児 17人)

(エ) 横浜市との連携協定の取組

平成26年10月27日に横浜市と締結した「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、川崎市と横浜市とが「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を進めてきました。

■ 川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用

平成27年4月から、川崎市に在住の方が横浜保育室を利用する場合は、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助(月額最大2万円)を川崎市から実施しています。

また、同様に、横浜市に在住の方が川崎認定保育園を利用する場合にも、横浜保育室を利用する場合と同等の軽減助成を横浜市から実施しています。

＜相互利用の人数の推移＞

	H29.4.1	H28.4.1	H27.4.1
横浜保育室を利用する川崎市民	29人	36人	11人
川崎認定保育園を利用する横浜市民	47人	48人	29人

【参考】保育所等の入所状況(平成29年4月1日時点)

- 横浜市の保育所等に入所している川崎市民 152 人
- 川崎市の保育所等に入所している横浜市民 82 人

■ 保育所等の共同整備

市境周辺において、両市の保育需要を双方に補完し合う場所での「保育所等の共同整備」を行っています。平成28年4月に1か所目となる施設を川崎市幸区内に、平成29年4月に2か所目を横浜市鶴見区内に開設しました。

＜共同整備施設の状況＞

施設名	住所	定員	開所年月
幸いづみ保育園	川崎市幸区南幸町 3-149-3	90人(うち川崎市分60人)	平成28年4月
尻手すきっぷ保育園	横浜市鶴見区矢向 4-26-13	59人(うち川崎市分20人)	平成29年4月

② 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保育需要の増加とともに、その多様化も進む中、各区役所においては、保育所の申請前段階からアフターフォローにいたるまで、子どもの預け先を探す保護者一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行うことが求められています。

各区役所では、地域の子育て拠点等における少人数単位の説明会の実施や、保留者へのアフターフォロー等を通じて、保護者の保育ニーズを確認しながら、市の多様な保育施設・サービスとのマッチングを図りました。

(ア) 申請前からの利用者支援

■ 利用案内説明会等の開催

各区では、区役所のほか、地域の子育て拠点等にも出向いて、申請前の保育所等利用案内に関する説明等を開催しました。

- 開催回数：計284回(7区合計)
- 参加人数：延べ 2, 370人

■ 平日夜間及び土曜日の窓口開設

就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の約2週間、平日夜間及び土曜日に利用相談を実施しました。

＜実施概要(平成28年度)＞

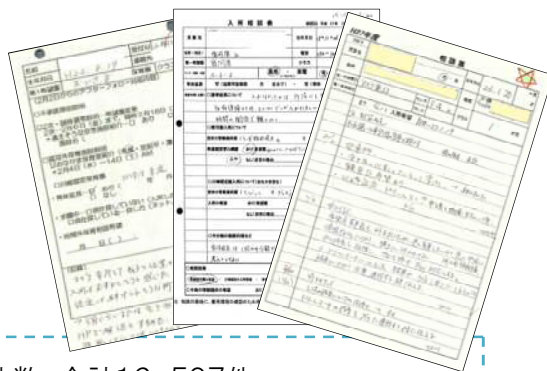
- 実施期間：平成29年1月30日(月)～2月11日(土) 計12日間
- 曜日・時間：月～金曜日17時～19時半・土曜日9時～12時
- 実施内容：保育所等の利用相談、川崎認定保育園の案内等

- 相談件数：
延べ 131件

(イ) アフターフォローにおけるきめ細やかな相談・支援

入所保留になった方へのアフターフォローにおいては、窓口対応だけでなく、電話によるフォローを行うなど、積極的に利用者の状況確認や保育園の空き情報等の提供を行いました。

また、相談カルテを作成し、一人ひとりの相談の経過等を詳細に記録し、丁寧に対応しました。



【参考】各区役所における窓口・電話等での相談対応件数 合計16,507件

※2～3月の2か月間の相談対応件数を集計。アフターフォローにおける保留者への空き施設の情報提供や、保育所の希望変更に関する相談等をカウントしています。

(ウ) 川崎認定保育園と連携した空き情報の効果的な提供

市内に131施設ある川崎認定保育園と各区役所とが緊密に連携を取り、保留通知を発送した2月以降、3月末までの期間、各施設の空き状況を毎週更新し、市ホームページや窓口で周知を行い、子どもの預け先を探す保護者へのタイムリーな情報提供に努めました。

(エ) 認可保育所等の内定と川崎認定保育園の予約を重複する方への勧奨

認可保育所等の内定と川崎認定保育園の予約とを重複している方に、早期にいずれかの施設を利用するかを決めて、利用しない施設の内定(予約)を解除いただくよう、保育所等の内定通知に依頼文を同封し、さらに、電話での働きかけを行うなどの勧奨を行いました。

(オ) 区役所における広報等の取組

子どもの預け先を初めて探す方など向けに、川崎市の保育施設・サービスの紹介や、預け先を探す際のポイントなどを分かりやすくまとめたパンフレット「子どもの預け先をどうやって探したらよいの?」を作成し、区役所窓口や説明会等で配布しました。

各区役所においては、利用者への情報提供の充実を図るため、保育所マップや保育園の情報をもとめたリーフレットの作成、施設紹介動画の制作とYouTubeへの動画配信を行うなど、趣向を凝らした取組を行いました。

また、手続きの流れや申請書類の記入要領等をまとめたDVDを作成し、窓口などで放映することで、相談待ち時間の短縮を図るなど、利用者へのサービス向上を図りました。

<川崎市の取組が国の会議で好事例として取り上げられました>

これまで川崎市が行ってきた、利用者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援や情報提供等の取組が、待機児童対策に関する好事例として「地方公共団体における取組事例横展開会議(平成28年12月9日(金)開催・厚生労働省主催)」で取り上げられました。

なお、3月31日に厚生労働省より発出された通知(雇児保発0331第6号)でも、本市が実施しているようなきめ細やかな相談・支援を各自治体で実施することが示されました。

各区役所における取組例



事前説明会の様子【幸区】



事前説明会の様子【川崎区】



高津区の認可保育園（上作延保育園）



保育園紹介動画(YouTube)【高津区】



窓口における掲示【中原区】



保育園マップ(英語・中国語版)【川崎区】



川崎認定保育園紹介リーフレット【幸区】

③ 保育の質の維持・向上

待機児童対策として保育の量的拡充を進めてくる中で、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきました。一方で、行政の責務として、民間保育所等と連携しながら保育の質を維持・向上することが求められており、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めてきました。

(ア) 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の維持・向上

- 保育所等の設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後も指導監査を定期的に行い保育の質の維持・向上に努めました。
- 民間保育所の運営については、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、国の保育士等処遇改善事業等を活用し、民間保育所職員の処遇改善を図りました。
- 平成26年度から全区実施している「新たな公立保育所」において、民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の人材交流や保育技術の共有、公開保育の実施を行うなど、連携を深めながら、人材育成の取組を進めました。

(イ) 認可外保育施設の保育の質の向上

- 認可外保育施設に対しては、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めました。
- 川崎認定保育園については、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進しました。
■ 認可保育所等への移行：
8 施設
- 認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施しました。
■ 立入調査・指導実施率：
100%(施設数203か所)

(ウ) 保育士確保対策の取組

- 保育施設の増加に伴い、保育士確保が喫緊の課題となっており、関係機関等と連携して潜在保育士等に向けた就職相談会を実施したほか、県内自治体と共同運営する「保育士・保育所支援センター」が実施するマッチングや、保育士養成施設在生を対とした市内保育所等紹介事業を実施するなど、保育士確保の取組を進めました。
■ 就職相談会：
12回(延べ969人参加)
- 県外の保育士養成施設在生等を対象とした宿泊型保育研修や、近隣の養成校在生等を対象とした保育体験バスツアーを市内民間保育所等と連携して開催するなど、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施しました。
■ 体験バスツアー：
8回(延べ105人参加)
- 保育士養成施設の在生や潜在保育士等を対象としたキャリア講座や就職セミナー等の開催や、保育士資格取得を目指す方を支援するための保育士試験直前対策講座等を実施しました。
■ 保育園就職支援セミナー等：
8回(延べ572人参加)

4. 平成29年度の取組

一部の地域において就学前児童数が増加していることや保育所申請率の上昇等により、今後も申請数の増加が見込まれています。引き続き、必要な地域への保育所等の整備を行うとともに、区役所における相談・支援のさらなる充実に努め、子どもを安心して産み育てられるまちを目指して取組を推進していきます。

(1) 保育受入枠の確保

保育所利用申請の伸び率が上昇している地域や、大規模集合住宅の入居時期等を踏まえて、今後の保育需要の分析を行い、民間事業者活用型や小規模保育事業所の整備費補助単価を充実させることなどにより、認可保育所等の整備促進を図り、保育受入枠の確保を進めていきます。また、厚生労働省の補助メニューを積極的に活用するとともに、今後策定される国のプランの内容も踏まえながら、施設整備のさらなる推進と保育事業の充実に努めます。

＜保育受入枠の確保に関する予算額＞

事業内容	予算額	前年度比
認可保育所と小規模保育の整備等 (定員1,686人分)	5,031,096 千円	+ 2,351,707 千円
川崎認定保育園の受入枠の確保 (助成対象者数4,322人)	3,661,785 千円	+ 300,581 千円

(2) 区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援のさらなる充実

区役所において、利用申請前の段階から、利用調整結果後のアフターフォローまで、保護者の視点に立ち、きめ細やかな相談・支援を引き続き実施していきます。

- 保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実
- これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウの効果的な活用

(3) 保育の質の維持・向上

今後も多くの民間保育所等を整備していく中で、保育士の確保や、保育の質の維持・向上がより一層重要になるため、その対策についてさらなる強化を図ります。

① 保育士確保対策の強化と保育士等の処遇改善

こども未来局の保育士確保対策担当と各区保育総合支援担当が連携を図り、保育士確保対策の取組を強化します。また、従来から実施している処遇改善の取組のほか、平成29年度から拡充する保育士宿舎借り上げ支援事業などを通じて、市内保育所への保育士の定着に繋げていきます。

② 公立保育所を拠点とした民間保育所等への支援や公民保育所人材の育成

「新たな公立保育所」(各区3園)が地域の拠点としてリーダーシップを取り、民間保育所と一体となり地域の保育施設の支援や交流を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

また、保育士に加え、各区役所に新たに配置した栄養士、看護師等の専門職を積極的に活用し、民間保育所と連携を図りながら、包括的な人材育成の取組を推進します。

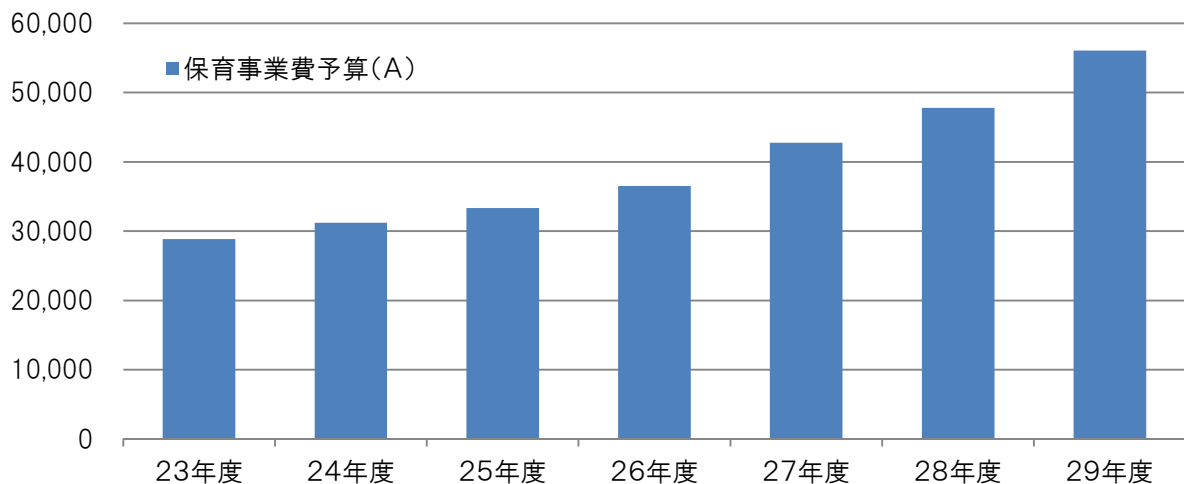
5. 待機児童対策関連(保育事業費)予算

(1) 保育事業に係る予算

(単位:百万円)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保育事業費予算(A)	28,869	31,210	33,333	36,518	42,742	47,776	56,056
(うち一般財源)	15,992	19,161	20,602	21,929	23,030	24,735	27,072
川崎市一般会計予算(B)	618,023	595,633	598,410	617,117	618,873	638,983	708,784
(A)／(B)	4.7%	5.2%	5.6%	5.9%	6.9%	7.5%	7.9%

※各年度の額は全て当初予算ベース

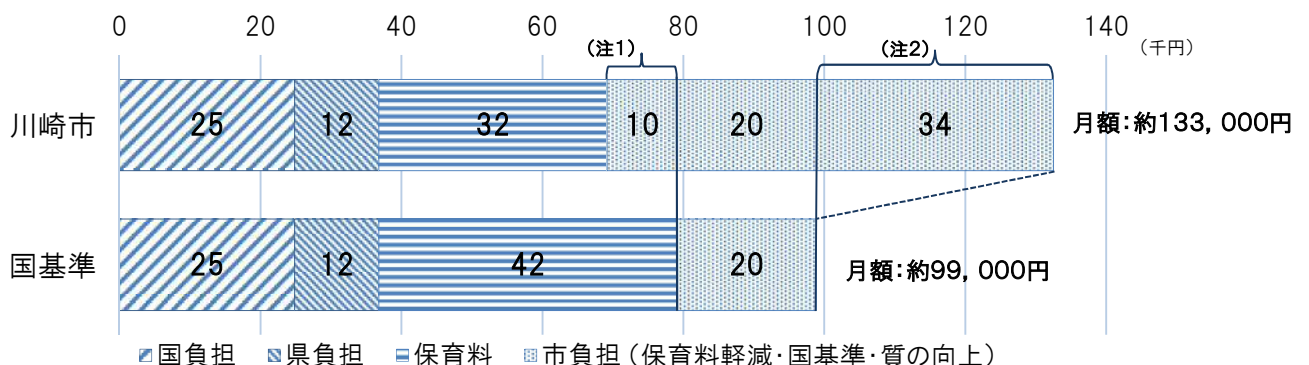


※平成29年度予算額については、給付対象施設の増加等に伴い、昨年度と比較して約83億円の増となっています。
 ※新制度における国基準運営費の負担割合は、国1/2、市1/2から国1/2、県1/4、市1/4へと変更となっています。

(2) 保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造です。

本市においては、利用児童の処遇向上と保育料の負担軽減のために独自の施策を展開してきました。現在の状況としては下表のとおり、児童1人あたり、月額約133,000円の費用がかかっています。(保護者の負担は月額約32,000円)



注1) 保護者負担軽減のため、市費を投入 注2) 保育の質の向上のため、上乘せの市費を投入

○ 待機児童数の区別の状況(各年4月1日現在)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
H29	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
H28	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	6人
H27	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
H26	5人	6人	14人	9人	16人	7人	5人	62人

○ 保育所等利用児童数の年齢別の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H29 保育所等 利用児童数(A) (A)/(B)%	2,106人 (15.1%)	4,729人 (33.1%)	5,254人 (37.5%)	5,218人 (39.4%)	4,978人 (37.6%)	4,714人 (36.1%)	26,999人 (33.0%)
H28 保育所等 利用児童数(A) (A)/(B)%	1,856人 (12.9%)	4,357人 (30.5%)	4,835人 (35.6%)	4,862人 (36.4%)	4,684人 (35.7%)	4,428人 (33.8%)	25,022人 (30.6%)
H27 保育所等 利用児童数(A) (A)/(B)%	1,657人 (11.6%)	4,028人 (28.8%)	4,407人 (32.2%)	4,554人 (34.1%)	4,365人 (32.9%)	4,022人 (31.1%)	23,033人 (28.3%)

H29 就学前 児童数 (B)(比率)	13,984人 (17.1%)	14,273人 (17.5%)	14,005人 (17.1%)	13,248人 (16.2%)	13,225人 (16.2%)	13,055人 (16.0%)	81,790人 (100%)
H28 就学前 児童数 (B)(比率)	14,412人 (17.6%)	14,296人 (17.5%)	13,564人 (16.6%)	13,365人 (16.3%)	13,135人 (16.0%)	13,106人 (16.0%)	81,878人 (100%)
H27 就学前 児童数 (B)(比率)	14,229人 (17.5%)	13,962人 (17.1%)	13,679人 (16.8%)	13,338人 (16.4%)	13,268人 (16.3%)	12,942人 (15.9%)	81,418人 (100%)

※構成比は端数四捨五入をしているため、合計が100%とならない場合があります。

○ 保育所等利用児童数等の区別の状況

区名	就学前児童数 (比率)(A)	保育所等利用児童数 (比率)(B)	利用児童割合 (B)/(A)%	保育所等 施設数	定員数
川崎区	11,217人 (13.7%)	3,618人 (13.4%)	32.3%	51か所	3,475人
幸区	9,809人 (12.0%)	3,539人 (13.1%)	36.1%	53か所	3,515人
中原区	15,146人 (18.5%)	5,237人 (19.4%)	34.6%	82か所	5,524人
高津区	13,023人 (15.9%)	4,265人 (15.8%)	32.7%	57か所	3,942人
宮前区	13,281人 (16.2%)	4,105人 (15.2%)	30.9%	54か所	3,855人
多摩区	10,120人 (12.4%)	3,750人 (13.9%)	37.1%	53か所	3,871人
麻生区	9,194人 (11.2%)	2,485人 (9.2%)	27.0%	37か所	2,404人
計	81,790人 (100%)	26,999人 (100%)	33.0%	387か所	26,586人

※保育所等利用児童数は、各区在住児童の市内・市外保育所等の利用児童数です。

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

1. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)
2. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。
3. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - (2) 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)
 - (3) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - (4) 企業主導型保育事業
4. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。
5. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、待機児童数には含めないこと。

6. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。
7. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの（3.の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設を含む。）とすること。

- (1) 開所時間が保護者の需要に応じている。（例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。）
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。）

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

8. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（概要版）

1 保護者が労働を保育の必要性の事由とする場合

平成 29 年 4 月

ランク	細 目	
A	居宅外労働	• 月実働 140 時間以上就労
	自営業(中心者)	
B	居宅外労働	• 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 140 時間以上就労 (協力者)
C	居宅外労働	• 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労 (協力者)
D	居宅外労働	• 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労 (協力者)
E	居宅外労働	• 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労
	自営業	(中心者) • 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労 (協力者)
F	居宅外労働	• 就労先確定
	自営業	(中心者) • 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労 (協力者)
G	自営業	(協力者) • 就労先確定

2 保護者が労働以外を保育の必要性の事由とする場合

ランク	細 目
A	• 疾病・負傷により常時臥床又は 1 ヶ月以上の入院・重度の心身障害
C	• 疾病・負傷の治療や療養のため 1 ヶ月以上の自宅での安静加療を指示されている場合
D	• 出産予定日の約 2 ヶ月前から出産後 2 ヶ月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合
E	• 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1 ヶ月以上自宅での療養を指示されている場合
A～E	• 通院・通所時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用 • 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用
A～F	• 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用 • 自立の促進が認められるひとり親世帯については、就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働又は自営の細目を準用 • 生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働又は自営の細目を準用
A～H	• その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 家庭内において虐待等を受ける恐れがある場合、養育能力が著しく低い場合 対象児童が障害を有している場合
H	• 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合

(問い合わせ先)

<待機児童対策の取組全般に関する事>

川崎市こども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当課長 織裳 (おりも)

電話：044-200-3630

<保育所の運営等に関する事>

川崎市こども未来局子育て推進部保育課長 蔵品 (くらしな)

電話：044-200-2686

<保育所・小規模保育の整備に関する事>

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課長 佐藤

電話：044-200-3728